



新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業について

校長 菅原 久忠

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

2月28日に教育委員会から臨時休業のお知らせを配付いたしました。新型コロナウイルス感染症対策において、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、子どもの健康・安全を第一に考え臨時休業を行う通知が文部科学省よりあり、横浜市全校は3月3日～13日の期間を臨時休業にすることになりました。その後の対応につきましては、9日に委員会より通知が入りますので、学校メールで配信いたします。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業につきまして、急なご連絡となり、お子様の健康、休みの間の生活など不安も大きいと思いますが、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 健康面について

○健康観察票(黄色い紙)を配付しますので、毎日検温し、記入をお願いします。37.5度以上の熱が4日以上続いた時には学校にご連絡ください。健康観察票は学校再開後、提出してください。

○臨時休業中は、児童の外出(特に人込み)はできるだけ控えさせてください。

○児童の健康管理に留意していただきますようご協力お願いいたします。

臨時休業中、新型コロナウイルス感染症の感染、或いは感染の疑いがあると医師等から診断された場合は、速やかに学校へ連絡してください。

※2月21日配付「新型コロナウイルス感染症の予防についてご家庭へのお願い」参照

※3月2日配付「臨時休業期間の家庭での過ごし方と健康観察についてのお願い」参照

2 学習面について

○臨時休業中の家庭学習は、学年の学習の復習を中心にできる範囲で取り組ませてください。(教科書、ドリル、返却されたテスト、はまっこ学習ドリルなどの活用)

○今年度の学習内容が未履修のままになることがあります。残りの学習につきましては、新年度に学びますので教科書や資料集、ノートなどはそのままご家庭で保管をお願いします。

3 卒業証書授与式は、感染予防に留意しながら実施します。

6年生の保護者の方は別紙をご参照ください。

※児童、教職員等が「新型コロナウイルス感染症」を発症した場合、卒業式についても変更することがあります。その際は、メール配信等でご連絡いたします。

※臨時休業中、場合によっては、担任から児童の様子を聞くために電話連絡をする場合があります。